

シップリサイクル条約について

船舶が寿命に達した場合、一般に解体され、その大部分は鉄材として再利用されています。(シップリサイクル)

近年は主にインド、バングラデシュ、パキスタン等の開発途上国を中心にリサイクル作業がおこなわれていますが、実施施設が整備されていない現状において繰り返される労働者の死傷事故や船舶解体に伴う海洋汚染等が問題視されてきました。

解体作業現場風景の一例を示します。



これらの問題を解決するため、IMO(国際海事機関)において、新条約策定作業が進められ、2009年5月に、「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(通称シップリサイクル条約)」が採択されました。

この条約が発効すると、500国際トン以上の全船舶に**インベントリ(船舶に存在する有害物質等の概算量と場所を記載した一覧表)**の作成と維持管理が義務付けられ、また承認された船舶リサイクル施設でなければ船舶を解体・リサイクルすることができなくなります。

有害物質等とは、アスベスト、PCB、オゾン層破壊物質、カドミウム、鉛、六価クロム、水銀などのことを指しています。

既存船では、このインベントリの作成に多大な労力と時間が必要になります。

現在、条約の発効要件は未だ満たされていませんが、この条約を先取りしたEUによるシップリサイクル条約に準拠する域内規制が2013年12月に発効しており、今後も欧州を中心にシップリサイクル条約の批准が進むと思われます。